

平成 29 年度 (平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

## みよし市まちづくり土地利用条例の

## 施行状況をお知らせします

みよし市まちづくり土地利用条例第 52 条の規定に基づき、毎年度、この条例の施行状況を取りまとめ、みよし市まちづくり審議会の意見を添えて、公表いたします。

平成 29 年度の条例の施行状況及び審議会の意見は次のとおりです。

### ◆ 特定開発事業

平成 29 年度中に特定開発事業の開発計画書を受け付けした件数は 29 件でした。この中で、手続を終えて開発事業に関する工事の全部が完了し、検査済証を交付した件数は 3 件でした。他の案件については、手続中又は他法令に基づく許認可等の申請中又は工事中などです。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

### ◆ 小規模開発事業

平成 29 年度中に小規模開発事業の届出書を受け付けした件数は 58 件でした。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

### ◆ その他条例に基づく市長の事務に関する事項

その他条例に基づく市長の事務に関する事項として、公的な団体が特定開発事業を実施しようとする場合における第 5 章及び第 6 章の規定の適用についての協議（条例第 45 条）はありませんでした。

#### ★ みよし市まちづくり審議会の意見

平成 30 年 4 月 19 日(木)に開催された、みよし市まちづくり審議会での条例の施行状況についての意見は、次のとおりでした。

『本審議会としては、適正に施行されていると判断する。』

## 平成29年度みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況

みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日受付分）は、次のとおりです。

### 1 特定開発事業

#### (1) 受付件数及び処理状況等

##### ① 構想届出書 単位：件

受付件数	処 理 状 況		
	開発計画書が提出された	開発計画書が提出されていない	取下げ
7	7	0	0

##### ② 開発計画書 単位：件

受付件数	処 理 状 況				助言・勧告の有無の通知までの平均日数
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ	
29	24	0	5	0	40.5

上表の内、意見書の提出及び公聴会の請求がなされた件数	意見書の提出	公聴会開催請求
	1	0

##### ③ 協議後開発計画書 単位：件

助言・勧告しないとした件数	処 理 状 況				協議後開発計画書が提出されていない	命令の有無の通知までの平均日数
	中止・変更等の命令をしない	中止・変更等の命令をする	手続き中	取下げ		
24	23	0	1	0	0	44.1

変更開発計画書及び措置実施計画書の提出がなされた件数	変更開発計画書の提出	措置実施計画書の提出
	0	0

##### ④ 工事完了届 単位：件

命令をしないとした件数	処 理 状 況				検査結果の通知までの平均日数
	検査済証の交付	手続き中	取下げ	事業中	
23	3	1	0	19	225.0

上表の内、工事の停止等の命令がなされた件数
0

#### (2) 特定開発事業（開発計画書が提出された案件）の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	宅地造成	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他	合計
住環境保全区域A									0
住環境保全区域A・教育環境保全区域					1				1
住環境保全区域B		2	1						3
住環境保全区域B・教育環境保全区域			1						1
住環境保全区域C		1	1						2
住環境保全区域C・教育環境保全区域			1						1
農業保全区域				1	1	2			4
農業保全区域・教育環境保全区域					1	1			2
農業保全区域・防災調整区域		1			1	1			3
集落居住区域		1							1
集落居住区域・教育環境保全区域			1						1
地区まちづくり計画策定区域・自然保全区域		1							1
指定なし		1		4	1		3		9
合計		7	5	5	5	4	3	0	29

## 2 小規模開発事業

### (1) 受付件数及び処理状況

単位：件

受付件数	処 理 状 況			
	助言・勧告 しない	助言・勧告 する	手続き中	取下げ
58	57	0	1	0

### (2) 小規模開発事業の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	戸建て住宅	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合計
住環境保全区域A		18							18
住環境保全区域A・教育環境保全区域		13			1				14
住環境保全区域B					1				1
住環境保全区域B・教育環境保全区域								1	1
住環境保全区域B・教育環境保全区域・防災調整区域									0
住環境保全区域C									0
住環境保全区域C・集落居住区域									0
住環境保全区域C・教育環境保全区域									0
住環境保全区域C・農業保全区域・防災調整区域									0
農業保全区域						4	1		5
農業保全区域・教育環境保全区域								1	1
農業保全区域・集落居住区域・教育環境保全区域									0
農業保全区域・集落居住区域・防災調整区域									0
農業保全区域・教育環境保全区域、防災調整区域									0
集落居住区域		1		1	3	2	2	2	11
集落居住区域・教育環境保全区域								1	1
集落居住区域・防災調整区域								2	2
教育環境保全区域					1				1
防災調整区域				1				1	2
自然保全区域								1	1
合 計		32	0	2	6	6	3	9	58

※1：その他 住環境保全区域B, 教育環境保全区域：寺院 農業保全区域, 教育環境保全区域：集出荷施設 集落居住区域：事務所2  
 集落居住区域, 教育環境保全区域：資材置場 集落居住区域, 防災調整区域：事務所、寺院 防災調整区域：資材置場  
 自然保全区域：資材置場

## 3 その他条例に基づく市長の事務に関する事項

### (1) みよし市まちづくり土地利用条例第45条

(特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用)

単位：件

件 数	処 理 状 況	特定開発事業の内容	事業者（公的な団体）
0			